

廃棄物分類番号表

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙裏面の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）

コード	廃棄物名（大）	廃棄物名（詳細）	具体例
0100	燃え殻	燃え殻（下記以外）	下記以外の燃え殻 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
0110		焼却灰	燃料などの焼却灰（石炭灰、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリン力など）
0120		廃カーボン・活性炭	廃カーボン、廃活性炭
0200	汚泥	汚泥（下記以外）	下記以外の汚泥
0210		有機性汚泥	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥（水洗を主とする場合）、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
0211		下水汚泥	下水汚泥
0220		無機性汚泥	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
0221		建設汚泥	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
0222		上水汚泥	上水汚泥
0300	廃油	廃油（下記以外）	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
0310		一般廃油	他に分類されない一般廃油
0311		鉱物系廃油	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
0312		動植物系廃油	魚油、鯨油、ハット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
0320		廃溶剤	アルコール類、ケトン、洗浄油
0330		固形油	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
0340		油泥	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
0400	廃酸	廃酸（下記以外）	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、硫酸ピッチ、辛酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
0401		写真定着廃液	写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ（下記以外）	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、硫化ソーダ廃液、廃クラーント液（L L C）
0501		写真現像廃液	写真現像廃液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類（下記以外）	下記以外の廃プラスチック類
0601		F R P	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、F R P 廃船など
0602		熱可塑性プラスチック	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂など
0603		熱硬化性樹脂	フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂など
0604		プラスチック製品くず	合成樹脂建材、塗料かす（固形）、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス（樹脂系のもの）、染料かす（樹脂系のもの）、接着剂かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発砲スチロール、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管など
0605		合成ゴム	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックスなど
0606		合成繊維	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 等
0607		廃タイヤ（大型車）	大型車用廃タイヤ
0608		廃タイヤ（普通・小型車）	普通車・軽自動車用廃タイヤ
0700	紙くず	紙くず（下記以外）	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、製本業、出版業等から排出される紙くず
0710		建設工事の紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には包装材、壁紙くず）
0800	木くず	木くず（下記以外）	木材又は木製品製造業等から排出される木くず
0810		建設工事の木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず（型枠、足場材、伐採材など）
0820		パレット	貨物の流通のために使用したパレット（こん包用の木材を含む）
0900	繊維くず	繊維くず（下記以外）	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの） 《注意！》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
0910		建設工事の繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる天然繊維くず（具体的には雪、天然繊維系廃ウエス、縄、ロープ類）
1000	動植物性残渣	動植物性残渣	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛、ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物
1100	ゴムくず	ゴムくず（天然ゴムくず）	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず

コード	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	具体例
1200	金属くず	金属くず（下記以外）	下記以外の金属くず
1210		鉄くず	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限る）、フリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）など
1220		非鉄金属くず	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶、鉛製の管または板、電線くずなど
1300	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず等（下記以外）	下記以外のガラスくず等
1310		ガラスくず	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、カレット、ロックウール、岩綿吸音板など
1320		陶磁器くず	セラミックくず、れんが、瓦、土管、陶管、タイル、陶器など（いずれも工作物の除去等に伴って生じたものを除く）
1321		コンクリート製品くず （がれき類を除く）	コンクリート製品くず、コンクリート塊、残コン、生コンクリート、戻りコンクリート、製品不良品、セメント製品くず、ALC（軽量気泡コンクリート）など
1322		廃石膏ボード	石膏ボードくず
1400	鉱さい	鉱さい（下記以外）	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず、鑄物砂、サンドブラスト廃砂
1401		スラグ	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ
1500	がれき類 （工作物の除去等に伴って生じた物に限る）	がれき類（下記以外）	下記以外のがれき類
1501		コンクリート破片	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
1502		アスコン破片	アスファルトコンクリートの破片
1503		その他の建設廃材	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
1800	ばいじん	ばいじん	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすず
1900	13号廃棄物	処分するために処理したもの （13号廃棄物）	産業廃棄物を処分するために処理したコンクリート固化化物等
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの（新築系・解体系混合廃棄物含む）
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみ混合されたもの
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	安定型以外のものが含まれる混合廃棄物
2300	シュレッターダスト	シュレッターダスト	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
2410	石綿含有産業廃棄物	建設混合廃棄物	非飛散性アスベストが含まれている建設混合廃棄物
2420		ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	非飛散性アスベストが含まれているガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
2430		廃プラスチック類	非飛散性アスベストが含まれているビニル床タイルなど
2440		がれき類	非飛散性アスベストが含まれている、コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、がれき類
2450		紙くず	非飛散性アスベストが含まれている紙くず
2460		木くず	非飛散性アスベストが含まれている木くず
2470		繊維くず	非飛散性アスベストが含まれている繊維くず
2500	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	電池類、照明機器(HIDランプ、蛍光灯)、医薬品等、水銀体温計、水銀式血圧計等
3000	その他	廃自動車	業務用に使用したバス・トラック・乗用車などの廃自動車、廃二輪車など
3100		廃電気機械器具 （家電リサイクル以外）	家電リサイクル法の対象機器（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫）を除く 廃電気機械器具（プリント配線板、電子レンジ、パソコン、電話機など）
3500		廃電池類	自動車・機械類のバッテリー、鉛蓄電池、乾電池など

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

コード	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	具体例
7000	引火性廃油	引火性廃油	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
7010	引火性廃油（有害）	引火性廃油（有害）	特定有害物質を含む廃油のうち、引火性のもの。
7100	強酸	強酸	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液
7110	強酸（有害）	強酸（有害）	特定有害物質を含む水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の酸性廃液
7200	強アルカリ	強アルカリ	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ
7210	強アルカリ（有害）	強アルカリ（有害）	特定有害物質を含む水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上のアルカリ性廃液
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
7421	廃石綿等（飛散性）	廃石綿等（飛散性）	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
7423	鉱さい（有害）	鉱さい（有害）	特定有害物質を含む鉱さい
7424	燃え殻（有害）	燃え殻（有害）	特定有害物質を含む焼却灰
7425	廃油（有害）	廃油（有害）	特定有害物質を含む廃油
7426	汚泥（有害）	汚泥（有害）	特定有害物質を含む汚泥
7427	廃酸（有害）	廃酸（有害）	特定有害物質を含む酸性廃液
7428	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（有害）	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
7429	ばいじん（有害）	ばいじん（有害）	特定有害物質を含むばいじん
7440	廃水銀等	廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれているもの又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀